

須恵町男女共同参画計画

平成31年3月

福岡県 須恵町

はじめに



女性と男性が、喜びや責任を分かち合い、その能力と個性を十分に発揮するためには、社会のさまざまな分野で性別の壁を乗り越えていくことが大切だと考えます。

あらゆる場面で、男女が互いに認め合い、支え合いながらともに活動する男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国における最重要の課題として位置づけられたテーマです。

近年では、少子高齢化や人口減少、社会や地域コミュニティのつながりの希薄化など、私たちを取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化しており、女性も男性も暮らしやすい男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

今回、「須恵町男女共同参画計画」を策定し、行政はもとより住民の皆様や企業、教育関係者、各種団体の皆様とともに、この計画に取り組んでまいりたいと考えております。

本計画では、雇用における男女の均等な機会と職場における男女差別のない待遇の確保に加え男女間や身近な相手からのあらゆる暴力の根絶など、今後求められている分野に対し重点的に取り組みます。

終わりに、須恵町に住んでよかったと思えるまちの実現の一助となるよう、本計画の実施に努めてまいりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月

須恵町長 平松 秀一

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 国と福岡県の動き	3
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4

第2章 須恵町の男女共同参画の現状

1. 人口の推移	6
2. 家族類型別一般世帯数の推移	7
3. 女性の就業率	8
4. 審議会などの女性の参画状況	8

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	10
2. 施策の体系	11
基本方針Ⅰ 男女が互いを理解し尊重し合う社会づくり	11
1. 男女が互いの人権を尊重し協力し合う意識づくり	
2. 思いやりの心と助け合いの行動	
基本方針Ⅱ 男女ともに働きやすい職場環境づくり	11
1. 雇用における男女の均等な機会と職場における男女差別のない待遇の確保	
2. ワーク・ライフ・バランスを推進する条件や制度の整備充実	
基本方針Ⅲ 互いに思いやり支えあう社会づくり	11
1. 地域における男女共同参画の推進	
2. まちづくりの方針決定における男女共同参画の推進	
3. 多様な人々が安心して暮らせる まちづくりの推進	
基本方針Ⅳ 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり	12
1. 男女共同参画に関する学習機会と相談体制の充実	
2. 男女共同参画の視点に立った社会慣行の改善	

基本方針Ⅴ 人権を尊重した住みよいまちづくり	12
------------------------------	----

1. 男女間や身近な相手からのあらゆる暴力の根絶
2. 生涯を通じた男女の健康支援

第4章 計画の内容

基本方針Ⅰ 男女が互いを理解し尊重し合う社会づくり	14
---------------------------------	----

基本的施策1 男女が互いの人権を尊重し協力し合う意識づくり

- (1) 男女の固定的性別役割分担意識の解消
- (2) 家事や育児、介護を協力し合う意識づくり

基本的施策2 思いやりの心と助け合いの行動

- (1) 個性や能力を尊重する子育ての実践
- (2) 男女が互いに思いやりのある意識づくりの実践
- (3) 家庭への参画に向けた意識改革と行動の実践

基本方針Ⅱ 男女ともに働きやすい職場環境づくり	16
-------------------------------	----

須恵町女性活躍推進計画

基本的施策1 雇用における男女の均等な機会と職場における男女差別のない待遇の確保

- (1) 職場内の男女平等・男女共同の確立
- (2) 企業などの男女共同参画に関する理解と協力の実践
- (3) 女性が経済的に自立を図るための意識改革の推進
- (4) 女性の活躍促進

基本的施策2 ワーク・ライフ・バランスを推進する条件や制度の整備充実

- (1) ワーク・ライフ・バランスを可能とする労働環境の整備充実
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進のための啓発・広報活動推進

基本方針Ⅲ 互いに思いやり支えあう社会づくり	19
------------------------------	----

基本的施策1 地域における男女共同参画の推進

- (1) 子どもが健やかに育つ生活環境の整備
- (2) 地域活動を通じた男女共同参画の推進

基本的施策2 まちづくりの方針決定における男女共同参画の推進

- (1) 政策・方針決定過程における女性参画の推進

基本的施策3 多様な人々が安心して暮らせる まちづくりの推進

- (1) 生活上の困難に直面する男女への支援
- (2) さまざまな分野での男女共同参画の推進

基本方針Ⅳ 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり…………… 22**基本的施策1 男女共同参画に関する学習機会と相談体制の充実**

- (1) 男女共同参画社会に関する学習機会の充実
- (2) 学校教育で男女共同参画に関して学ぶ機会の充実
- (3) 男女共同参画に関する相談体制の充実

基本的施策2 男女共同参画の視点に立った社会慣行の改善

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会慣行の改善と意識改革
- (2) 情報を正しく理解し活用する能力の向上

基本方針Ⅴ 人権を尊重した住みよい まちづくり …………… 25**基本的施策1 男女間や身近な相手からのあらゆる暴力の根絶****須恵町DV防止基本計画**

- (1) あらゆる暴力の防止
- (2) 相談体制の充実
- (3) 被害者の保護
- (4) 被害者の自立支援

基本的施策2 生涯を通じた男女の健康支援

- (1) 生涯を通じた健康支援の推進

 第5章 | 計画の推進

1. 庁舎内推進体制の整備……………	30
2. 町民や各種団体などとの連携……………	30
3. 国・県との連携……………	30

関係法令 ……………	30
-------------------	----

用語解説 ……………	58
-------------------	----

第1章

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 国と福岡県の動き
3. 計画の位置づけ
4. 計画の期間

第1章 | 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を「21世紀のわが国の最重要課題の一つ」として位置づけています。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」です。（男女共同参画社会基本法第二条）

男女共同参画社会基本法の施行により、男女共同参画の推進に向けた町民意識は着実に高まりつつありますが、依然として性別による固定的役割分担意識（※1）が根強く存在するとともに、ドメスティック・バイオレンス（DV）（※2）への一層の対応や、ワーク・ライフ・バランス（※3）の実現に向けた取り組み、さらには防災分野における男女共同参画など、今日的課題への対応が求められています。

また、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立するなど社会全体で女性活躍の動きが拡大し、男女共同参画の実現に向け、女性の活躍を一層推進していくことが求められます。

これらの法律を踏まえ、「須恵町男女共同参画計画」を策定し互いに人権を尊重しつつ責任も共に分かち合い、いきいきと輝く住みよい「まちづくり」を推進します。

※1 固定的性別役割分担意識

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※2 ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など密接な間柄で起こる暴力のこと。

※3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいても、充実した生活を実現させるという考え方のこと。

2. 国と福岡県の動き

世界的な動きに連動して、国・福岡県でも男女共同参画社会の実現に向けさまざまな取り組みが進められてきました。

国では、1985年（昭和60年）に女性差別撤廃条約を批准し、1986年（昭和61年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）、1992年（平成4年）に「育児休業等に関する法律」（育児休業法）、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。2000年（平成12年）には、男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画基本計画」が策定され、2015年（平成27年）には第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

福岡県においては、1980年（昭和55年）に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」が策定され、1996年（平成8年）の「第3次行動計画」まで女性の地位向上の取り組みが進められました。2002年（平成14年）には、男女共同参画社会基本法に基づき「福岡県男女共同参画計画」が策定され、2016年（平成28年）には、「第4次福岡県男女共同参画計画」が策定されています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第十四条第3項に基づく本町における「市町村男女共同参画計画」と位置づけます。

また、本計画の基本方針Ⅴ「人権を尊重した住みよい まちづくり」の基本的施策Ⅰ「男女間や身近な相手からのあらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第二条の三第3項に基づく「市町村基本計画」（須恵町DV防止基本計画）としても位置づけ、基本方針Ⅱ「男女ともに働きやすい職場環境づくり」は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第六条第2項に基づく「市町村推進計画」（須恵町女性活躍推進計画）としても位置づけます。

なお、本計画は、福祉・教育・町民生活などに関する各個別計画との整合を図り、男女共同参画を推進するための視点から策定します。

【参 考】

男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第二条の三

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第六条

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日決定）

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、2025年度末までの「基本的な考え方」並びに2020年度末までを見通した「施策の基本的方向」および「具体的な取組」を定めるものです。

第4次福岡県男女共同参画計画

福岡県では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、「福岡県男女共同参画計画」を策定し、関連する施策を総合的、計画的に推進しています。男女共同参画の一層の推進を図るため、これまでの計画の成果、現状や課題、社会の新たな動きなどをふまえ「第4次福岡県男女共同参画計画」を策定しました。

4. 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2028年度までの10年間とします。

ただし、期間中であっても、国内外の動向や社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章

須恵町の男女共同参画の現状

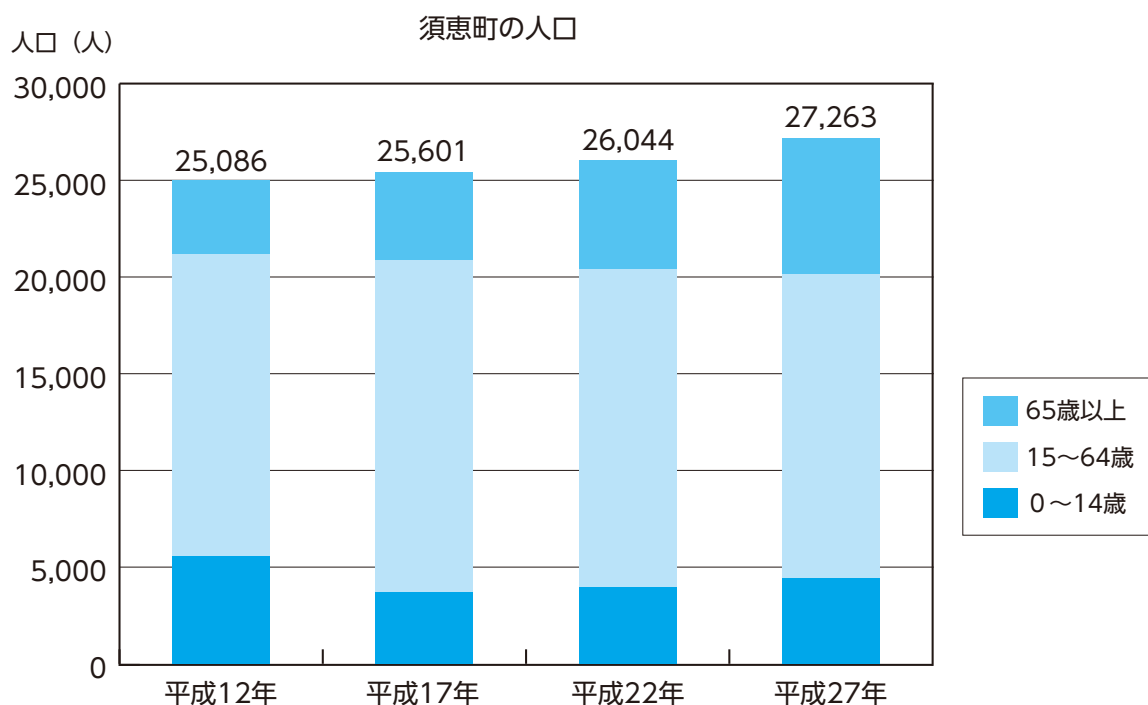
1. 人口の推移
2. 家族類型別一般世帯数の推移
3. 女性の就業率
4. 審議会などの女性の参画状況

第2章 須恵町の男女共同参画の現状

1. 人口の推移

国勢調査による須恵町の総人口は、平成12年は25,086人でしたが平成17年は25,601人、平成22年は26,044人、平成27年は27,263人と年々増加しています。

総人口の男女比は、平成17年・平成22年・平成27年は男性48%に対し、女性は52%で男性を上回っています。とくに、65歳以上は平成12年から平成27年まで男性が約4割で、女性が約6割を占め女性が上回っています。



	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総人口	25,086	12,170	12,916	25,601	12,383	13,218	26,044	12,499	13,545	27,263	13,144	14,119
	男女比	49%	51%	男女比	48%	52%	男女比	48%	52%	男女比	48%	52%
0～14歳	5,575	2,925	2,650	3,715	1,873	1,842	3,939	1,984	1,955	4,423	2,246	2,177
	男女比	52%	48%	男女比	50%	50%	男女比	50%	50%	男女比	51%	49%
15～64歳	15,568	7,698	7,870	17,128	8,582	8,546	16,465	8,177	8,288	15,705	7,847	7,858
	男女比	49%	51%	男女比	50%	50%	男女比	50%	50%	男女比	50%	50%
65歳以上	3,864	1,454	2,410	4,601	1,832	2,769	5,635	2,334	3,301	7,066	3,010	4,056
	男女比	38%	62%	男女比	40%	60%	男女比	41%	59%	男女比	43%	57%

注) 総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しません。

資料) 各年国勢調査

2. 家族類型別一般世帯数の推移

平成12年から平成27年までの家族類型別一般世帯数の推移をみると、「夫婦と子ども世帯」の平成12年の構成比は40.2%でしたが、平成17年は36.4%、平成22年は34.1%、平成27年には33.9%と減少傾向にあります。一方で、「単独世帯」の平成12年の構成比は15.7%でしたが、平成17年は18.0%、平成22年は20.8%、平成27年には23.8%と増加傾向にあります。

福岡県と比較すると、須恵町は「夫婦と子ども世帯」の割合が高く、「単独世帯」の割合が低いことから、子育て家庭の割合が高いといえます。

須恵町		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
一般世帯総数		7,874	構成比	8,511	構成比	9,064	構成比	9,902	構成比
核家族	夫婦のみ	1,340	17.0%	1,544	18.1%	1,720	19.0%	1,914	19.3%
	夫婦と子ども	3,163	40.2%	3,097	36.4%	3,091	34.1%	3,354	33.9%
	男親と子ども	133	1.7%	167	2.0%	141	1.6%	166	1.7%
	女親と子ども	618	7.8%	771	9.1%	825	9.1%	897	9.1%
その他の親族世帯		1,364	17.3%	1,343	15.8%	1,300	14.3%	1,112	11.2%
非親族世帯		23	0.3%	58	0.7%	106	1.2%	95	1.0%
単独世帯		1,233	15.7%	1,531	18.0%	1,881	20.8%	2,360	23.8%

福岡県		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
一般世帯総数		1,906,862	構成比	1,984,662	構成比	2,106,654	構成比	2,196,617	構成比
核家族	夫婦のみ	346,517	18.2%	369,671	18.6%	394,489	18.7%	420,249	19.1%
	夫婦と子ども	589,607	30.9%	578,203	29.1%	567,730	26.9%	567,372	25.8%
	男親と子ども	22,350	1.2%	24,783	1.2%	25,105	1.2%	26,619	1.2%
	女親と子ども	144,850	7.6%	163,301	8.2%	176,112	8.4%	182,910	8.3%
その他の親族世帯		218,615	11.5%	206,523	10.4%	183,962	8.7%	156,857	7.1%
非親族世帯		8,206	0.4%	12,150	0.6%	19,646	0.9%	17,556	0.8%
単独世帯		576,717	30.2%	630,031	31.7%	736,339	35.0%	820,806	37.4%

注) 一般世帯総数は不詳世帯を含むため合計とは一致しません。

資料) 各年国勢調査

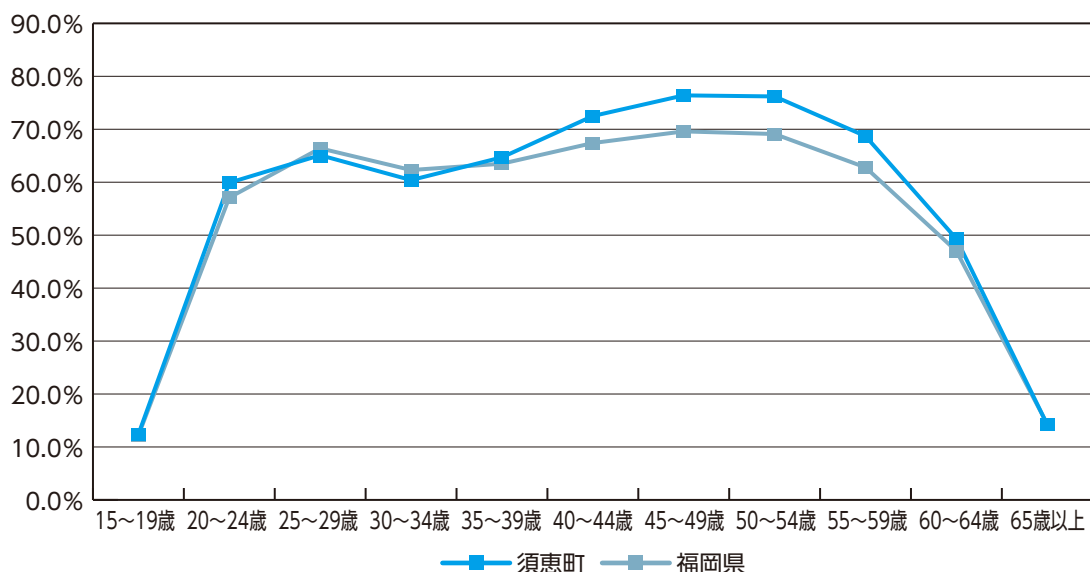
親族世帯 2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
(なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員など)がいる場合もここに含まれます)

非親族世帯 2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

単独世帯 世帯人員が1人の世帯

3. 女性の就業率

平成27年における須恵町と福岡県の女性の年齢層階級別労働力率を比較すると、福岡県は35歳から64歳まで構成比が高くなっています。須恵町は出産年齢の時期に就業率が低下し、緩やかなM字カーブの傾向があらわれています。



就業者数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
須恵町	78	320	411	538	642	754	581	458	540	490	577
福岡県	15,024	72,494	89,245	96,943	109,574	128,271	116,290	107,813	99,475	86,582	109,236

資料) 平成27年国勢調査

4. 審議会などの女性の参画状況

須恵町における女性の方針決定の場への参画状況とみると、審議会などの総委員数に占める女性比率は16.2%で県内市町村の平均(31.4%)を下回っています。

		審議会数		総委員数		女性比率 (%)
			うち女性委員 を含む数		うち女性委員 を含む数	
糟屋郡	須恵町	14	11	154	25	16.2
	久山町	10	6	124	46	37.7
	志免町	19	19	176	61	34.7
	粕屋町	18	13	176	49	27.8
	新宮町	18	14	169	40	23.7
	宇美町	20	13	209	40	19.1
	篠栗町	16	11	160	30	18.8
福岡県計		1,760	1,514	20,805	6,530	31.4

平成29年4月1日現在



第3章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

2. 施策の体系

基本方針Ⅰ 男女が互いを理解し尊重し合う社会づくり

基本方針Ⅱ 男女ともに働きやすい職場環境づくり

基本方針Ⅲ 互いに思いやり支えあう社会づくり

基本方針Ⅳ 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本方針Ⅴ 人権を尊重した住みよいまちづくり

第3章 | 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

社会経済環境が急速に変化する中で、これからは真の生活の豊かさが求められる時代となり、一人ひとりがそれぞれの生き方を自由に選択できる社会が求められます。

そのため、国では男女共同参画社会について、次の5つの基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画社会を推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

【男女共同参画社会基本法の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

また、国の第4次男女共同参画基本計画では、以下の4つを目指すべき社会として示しています。

【第4次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行などの変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活および家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

本計画では、この「男女共同参画社会基本法」が掲げる5つの理念や「第4次男女共同参画基本計画」が示す目指すべき社会を見据え、すべての人が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できることを基本理念として、男女共同参画社会をめざします。

2. 施策の体系

基本方針Ⅰ 男女が互いを理解し尊重し合う社会づくり

▼基本的施策

1. 男女が互いの人権を尊重し協力し合う意識づくり
 - (1) 男女の固定的性別役割分担意識の解消
 - (2) 家事や育児、介護を協力し合う意識づくり
2. 思いやりの心と助け合いの行動
 - (1) 個性や能力を尊重する子育ての実践
 - (2) 男女が互いに思いやりのある意識づくりの実践
 - (3) 家庭への参画に向けた意識改革と行動の実践

基本方針Ⅱ 男女ともに働きやすい職場環境づくり

須恵町女性活躍推進計画

▼基本的施策

1. 雇用における男女の均等な機会と職場における男女差別のない待遇の確保
 - (1) 職場内の男女平等・男女共同の確立
 - (2) 企業などの男女共同参画に関する理解と協力の実践
 - (3) 女性が経済的に自立を図るための意識改革の推進
 - (4) 女性の活躍促進
2. ワーク・ライフ・バランスを推進する条件や制度の整備充実
 - (1) ワーク・ライフ・バランスを可能とする労働環境の整備充実
 - (2) ワーク・ライフ・バランスの推進のための啓発・広報活動推進

基本方針Ⅲ 互いに思いやり支えあう社会づくり

▼基本的施策

1. 地域における男女共同参画の推進
 - (1) 子どもが健やかに育つ生活環境の整備
 - (2) 地域活動を通した男女共同参画の推進
2. まちづくりの方針決定における男女共同参画の推進
 - (1) 政策・方針決定過程における女性参画の推進
3. 多様な人々が安心して暮らせる まちづくりの推進
 - (1) 生活上の困難に直面する男女への支援
 - (2) さまざまな分野での男女共同参画の推進

基本方針Ⅳ 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

▼基本的施策

1. 男女共同参画に関する学習機会と相談体制の充実
 - (1) 男女共同参画社会に関する学習機会の充実
 - (2) 学校教育で男女共同参画に関して学ぶ機会の充実
 - (3) 男女共同参画に関する相談体制の充実
2. 男女共同参画の視点に立った社会慣行の改善
 - (1) 男女共同参画の視点に立った社会慣行の改善と意識改革
 - (2) 情報を正しく理解し活用する能力の向上

基本方針Ⅴ 人権を尊重した住みよい まちづくり

▼基本的施策

1. 男女間や身近な相手からのあらゆる暴力の根絶
須恵町DV防止基本計画
 - (1) あらゆる暴力の防止
 - (2) 相談体制の充実
 - (3) 被害者の保護
 - (4) 被害者の自立支援
2. 生涯を通じた男女の健康支援
 - (1) 生涯を通じた健康支援の推進

第4章

計画の内容

基本方針Ⅰ 男女が互いを理解し尊重し合う社会づくり

基本的施策1 男女が互いの人権を尊重し協力し合う意識づくり

基本的施策2 思いやりの心と助け合いの行動

基本方針Ⅱ 男女ともに働きやすい職場環境づくり

基本的施策1 雇用における男女の均等な機会と職場における男女差別のない待遇の確保

基本的施策2 ワーク・ライフ・バランスを推進する条件や制度の整備充実

基本方針Ⅲ 互いに思いやり支えあう社会づくり

基本的施策1 地域における男女共同参画の推進

基本的施策2 まちづくりの方針決定における男女共同参画の推進

基本的施策3 多様な人々が安心して暮らせる まちづくりの推進

基本方針Ⅳ 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本的施策1 男女共同参画に関する学習機会と相談体制の充実

基本的施策2 男女共同参画の視点に立った社会慣行の改善

基本方針Ⅴ 人権を尊重した住みよい まちづくり

基本的施策1 男女間や身近な相手からのあらゆる暴力の根絶

基本的施策2 生涯を通じた男女の健康支援

第4章 計画の内容

基本方針Ⅰ 男女が互いを理解し尊重し合う社会づくり

基本的施策1 男女が互いの人権を尊重し協力し合う意識づくり

<現状と課題>

男女がともに働き、ともに生活する上で、依然として家事や育児は女性の役割という意識が残っているのが現状です。男女が互いの人権を尊重し、性別による固定的な役割分担意識を解消し、協力し合う意識づくりが求められています。

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの意識改革が重要になります。今後は、町民の身近な場所での啓発、情報提供などを積極的に推進し、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現の使用などを通じて行政が先導的な役割を果たしていきます。

【取り組みの方向】

（1）男女の固定的性別役割分担意識の解消

- 「男は仕事、女は家庭」などといった性別による役割分担意識を解消するため、各種事業や広報などを活用し、啓発を行います。
- 町民の男女共同参画に関する実態や意識などを高めるため、イベントや各種行事などの際に、意識啓発を行います。

事業名	施策概要	担当課
社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現の使用	広報紙の製作にあたり、男女の固定的役割分担意識を助長することのないよう、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現の使用を徹底します。	まちづくり課
家庭における男女共同参画社会の情報提供・意識啓発	男女共同参画週間（6月23日～29日）には、週間の意識付けを行うと共に啓発するため、家庭において固定的役割分担意識を改め、共に責任を担うよう情報をホームページに掲載し推進していきます。	まちづくり課

（2）家事や育児、介護を協力し合う意識づくり

家事や育児、介護などを家庭内の大切な仕事と認め、役割分担や協力できるよう、情報提供や意識啓発に努めます。

事業名	施策概要	担当課
広報などによる情報提供	広報紙およびホームページなど各種媒体を活用し、日常的に啓発を行います。	まちづくり課
育児啓発促進	妊婦教室等を通して育児参加への啓発推進を行います。	健康福祉課

基本的施策2 思いやりの心と助け合いの行動

<現状と課題>

男女には身体的な性差があり、お互いがその性差を理解し思いやりの心を持つことは大切なことです。一方で、社会通念や慣習のなかには、社会や文化によって作り上げられた「社会的性別」（ジェンダー）が存在します。社会的に作られた「男性像」「女性像」による「男らしく」「女らしく」にとら

われた子育ては、子どもたちの個性や可能性を奪ってしまうこともあります。子どもたち一人ひとりの個性と能力を尊重する子育ての実践や、思いやりの心と助け合いの行動による取り組みが求められています。

【取り組みの方向】

(1) 個性や能力を尊重する子育ての実践

- 保健、福祉、教育委員会などの庁内の関係部署および幼稚園や小学校などの教育関係機関と連携し、男女共同参画の視点に立った子育て事業を推進します。
- 子どもたち一人ひとりの人権や個性を尊重し、男女共同参画の視点に立った保育や幼児教育を推進します。

事業名	施策概要	担当課
乳幼児期からの男女平等教育の推進	保育所、幼稚園や小学校などに対し社会的性別（ジェンダー）にとらわれない支援を行なっています。	子ども教育課

(2) 男女が互いに思いやりのある意識づくりの実践

男女共同参画社会の理念や考え方について正しい理解を深めるよう、年齢や世代間によって異なる意識にも配慮しながら、広報やさまざまな機会を活用して、わかりやすい意識啓発や情報提供を行います。

事業名	施策概要	担当課
男女共同参画関連情報の積極的な提供	広報紙やホームページなどを通じ、男女共同参画に関する取り組み、法令などの解説や情報を提供し、男女の理解を深めるよう努めています。	まちづくり課

(3) 家庭への参画に向けた意識改革と行動の実践

- 家庭での役割を持つことの大切さや、家庭教育において果たす役割の重要性について、意識啓発に努めます。
- 家事や子育て、介護などの知識と技能の学習および習得ができる機会の整備や情報提供を推進します。

事業名	施策概要	担当課
家庭における男女共同参画社会の意識づくり	幼児期から性別にかかわらず、個性を尊重する子育ての啓発に努め、家庭内における男女平等と自立を促進します。	健康福祉課 子ども教育課
自活能力を高める支援	食育の推進を行い、生きがいのある生活を過ごせるよう支援を行います。	健康福祉課

基本方針Ⅱ 男女ともに働きやすい職場環境づくり

須恵町女性活躍推進計画

男女共同参画社会の形成を促進するため、「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月施行）に基づき、さまざまな取り組みを推進していますが、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立したことを契機に、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）の流れを一層加速させることが求められることとなりました。

そのためには女性の個性と能力を十分に発揮できる職業生活の環境整備とともに、個々のライフステージに応じた働き方の見直しを促すことが必要です。このため、本町では女性にとって暮らしやすい社会の制度や仕組みをつくと同時に、女性も男性もともに活気ある社会、ひいては、あらゆる人にとって暮らしやすい社会をつくることを目指します。

基本的施策1 雇用における男女の均等な機会と職場における男女差別のない待遇の確保

<現状と課題>

平成18年に男女雇用機会均等法が改正され、男女の雇用機会の均等と職場における男女平等の待遇の確保について法整備がなされました。しかし、長引く景気低迷による厳しい雇用情勢のなかで、男女間の格差は完全には解消されてはおらず、管理職への登用をはじめ、女性に比べて男性が優遇されているという意識が根強いのが現状です。男女が対等な立場で、能力を十分に発揮できるよう、雇用や職場環境を整備・充実し、労働に関する法律や制度の周知徹底を図っていく必要があります。

また、平成27年には、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、「女性活躍推進法」が施行されました。この法の趣旨や内容について理解を広め、事業主が策定すべき行動計画などについても周知を図っていく必要があります。

【取り組みの方向】

（1）職場内の男女平等・男女共同の確立

関係機関と連携し、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関係法令などの周知に努めます。

事業名	施策概要	担当課
町内で働く人に対する研修の情報提供	町内で働く人に対して男女共同参画に関する研修の情報提供を行い、意識啓発を図ります。	総務課 地域振興課 まちづくり課
育児・介護休暇制度の啓発	育児・介護休暇制度の啓発を行い、社会的認知を広めるため町内で働く人の育児・介護休暇取得を促進します。	地域振興課 まちづくり課

（2）企業などの男女共同参画に関する理解と協力の実践

- 商工会をはじめ各産業団体などと連携し、事業者に対する男女共同参画に関する啓発活動を行います。

- 企業経営者や人事担当者などへの情報提供や意識啓発を推進し、男女共同参画に対する理解と実践を働きかけます。
- 企業内で出産・育児・介護などを抱える同僚などに対し、理解と配慮ができるように働きかけます。

事業名	施策概要	担当課
法律や条例についての周知	商工会への男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、福岡県子育て応援宣言企業登録制度などの関係法令の情報提供を行います。	地域振興課
ハラスメント防止のための事業所への啓発	職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメントなどの防止対策について、事業所への情報提供を行います。	地域振興課

(3) 女性が経済的に自立を図るための意識改革の推進

- 女性が経済的に自立できるよう、女性に対する意識啓発を進めるとともに、事業者に対するパートタイムなどの非正規雇用者の労働条件の改善に向けた意識啓発を行います。

事業名	施策概要	担当課
女性へのエンパワーメント支援とリーダーシップの養成	講座やセミナーの開催を広報紙やホームページに掲載し、情報提供を行います。	まちづくり課
女性の再就労および起業に対する支援の促進	女性の再就職・起業希望者の能力開発や学習機会、支援について広報紙とホームページで情報提供を行います。	まちづくり課

(4) 女性の活躍促進

- 女性活躍推進法の趣旨や内容について理解を広めるため、情報提供や啓発に努めます。
- 女性労働者の能力発揮を促進しその活用を図るため、積極的に取り組みを推進している企業・団体やその活動について、広報紙やホームページなどの媒体を通しての情報提供に努めます。
- 役場における管理職の登用は、性別を問わず能力によるものとし、管理職にふさわしい人材育成に努めることにより、男女の別なく登用を推進します。

事業名	施策概要	担当課
女性の活躍促進に関する情報提供	広報紙およびホームページなど各種媒体を活用し、女性活躍推進に関する法律など日常的な啓発を行います。	まちづくり課
女性職員の登用拡大	管理的地位（課長級）や各役職段階にある職員に占める女性職員の割合について目標値を定め、男性・女性職員ともに適材適所の職員配置に努めていきます。	総務課
女性職員の積極的登用・育成	管理的地位（課長級）や各役職段階にある職員に占める女性職員の割合について目標値を定め、人事評価制度を活用した女性の登用に努めていきます。	総務課
起業に関する情報提供	商工会と共に、起業の考え方に必要な基礎知識や情報を提供します。	地域振興課

基本的施策2 ワーク・ライフ・バランスを推進する条件や制度の整備充実

<現状と課題>

近年の女性の社会進出に伴い、女性が自らの意思で働き続けるためには、仕事と家庭を両立できるような環境を整備することが大きな課題となっています。仕事は、暮らしを支えるとともに生きがいや喜びをもたらすものです。加えて、家庭や地域活動もまた非常に大切なものであり、その双方が充実することで、人生の生きがい、喜びはより一層増します。男女ともに、ワーク・ライフ・バランスを推進し、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な働き方や生き方を、誰もが自由に選択、実現でき、充実した人生を送ることができる社会づくりが望まれています。

そのため、男女のさまざまなライフスタイルに応じた職業生活と家庭、地域生活の両立に向けた啓発と地域の環境を促進することが必要です。

【取り組みの方向】

(1) ワーク・ライフ・バランスを可能とする労働環境の整備充実

- 仕事を持つ子育て家庭の多様なニーズに的確に対応するため、延長保育や一時預かり保育など、子育て支援サービスの充実に努めます。また高齢化社会を踏まえ、介護の充実などにも努めます。
- 職場優先の企業風土を変えるため、働き方の見直しを進めるなど、企業への働きかけや事業主の意識啓発に努めます。

事業名	施策概要	担当課
放課後児童健全育成事業	学童保育所の指導員には、県主催の研修会へ参加して育成に努め、保護者のニーズは学童保育所ごとに定例会を開催し体制の確認を引き続き行なっていきます。	子ども教育課
保育サービスの充実	障がい児、病児等保育、延長保育、各種事業における託児など、多様なニーズに応じた保育サービス（保育所、障がい児保育事業、病児保育委託、延長保育）の充実を図ります。	子ども教育課
介護に対する意識啓発と介護環境の充実	広報などで介護に関する意識の啓発と男女がともに担う役割の啓発を行い、介護環境の充実を図ります。	健康福祉課

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進のための啓発・広報活動推進

- 事業主に対して、子育て支援に関する制度の紹介や、労働施策、ワーク・ライフ・バランスについての普及啓発を行います。
- 男女それぞれの生き方や、あらゆる世代に向けて、多様な働き方を選べるワーク・ライフ・バランスの必要性について普及啓発を行います。
- 企業が特有のライフステージに応じた健康管理面での環境整備を支援し、メンタルヘルスへの対応に取り組めるよう推進しています。

事業名	施策概要	担当課
仕事と子育ての両立をするための職場理解と制度の普及促進	仕事と子育ての両立支援を進めるために次世代育成支援対策推進法と女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく須恵町特定事業主行動計画を策定し、毎年取組状況を公表します。	総務課
事業所への情報提供・啓発	商工会へワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行います。	地域振興課
ワーク・ライフ・バランスについての啓発・推進	広報紙やホームページなどを活用し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発・推進を行います。	まちづくり課



基本方針Ⅲ 互いに思いやり支えあう社会づくり

基本的施策1 地域における男女共同参画の推進

<現状と課題>

子どもたちは次世代を担う貴重な財産で性別にかかわらず、一人ひとりに多様な能力やさまざまな個性が備わっています。また、子どもは周囲の言動や考え方に順応しやすく、良いことも悪いこともすぐに受け入れます。すべての子どもが健やかに育つことができるよう、国や県、町ではさまざまな子育て支援事業を行っていますが、子どもや子育て家庭を社会全体で支援する体制づくりには、地域の協力が必要不可欠です。

また、地域社会において、町民一人ひとりの個性や能力が十分発揮できるよう、男女ともに地域活動に参画することが求められています。しかしながら、地域によっては男女の参加に著しい偏重や一部の人に偏る傾向も見られます。町民一人ひとりが、地域活動に積極的に参画し、地域活動を通じて互いに尊重し協力しあいながら、男女共同参画社会の実現とまちの活性化を推進するような地域づくりを目指していく必要があります。

【取り組みの方向】

(1) 子どもが健やかに育つ生活環境の整備

- 子育てに関する負担の軽減や不安感の解消を図るため、子育て支援のネットワークづくりなどを推進します。
- 学校や家庭、関係機関などが連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境を整備します。
- 「子ども見守り隊」や「こども110番」など、子どもにやさしい安全・安心のまちづくりを推進します。

- 食育の充実や健康教育への取り組みなど、子どもの成長の段階に応じた健康の管理や保持増進を推進します。

事業名	施策概要	担当課
子どもへの食育の充実	小学校や保育所、幼稚園などの親や子どもを対象に食育の各種教室を行い食育の充実を図ります。	健康福祉課
犯罪など被害防止に向けた啓発	下校時に防犯パトロールや犯罪などの被害防止啓発を行い、子どもの安全を守る環境を整備していきます。	まちづくり課 子ども教育課
子育て支援ネットワーク活動の支援	0歳から3歳の家庭保育児と保護者のための遊びの広場「つくしんぼ」など、親子で参加できる活動を行います。	子ども教育課

(2) 地域活動を通じた男女共同参画の推進

- 地域活動における男女共同参画の重要性について、町民に対し啓発活動を行います。
- 人権学習会などの機会を通じ、地域における男女共同参画についての学習の機会を提供します。
- 男性の仕事中心のライフスタイルを見直し、男女がともに地域活動や家庭生活に参画できるよう推進します。
- 地域おこし、まちづくり、観光分野などに女性が参画した事例などの情報の収集と提供を通して、それらの分野への女性の参画を促進します。
- 各種団体の女性グループなどが行う地域活性化や、能力開発への取り組みを推進します。

事業名	施策概要	担当課
地域・団体などの学習に対する啓発と支援	同和問題強調月間・社会を明るくする月間や人権週間などを通じて男女共同参画の啓発と支援を行なっています。	社会教育課 健康福祉課 総務課

基本的施策2 まちづくりの方針決定における男女共同参画の推進

<現状と課題>

まちづくりの方針決定などの過程において、女性の参画は十分に進んでいるとはいえません。活力あるまちづくりを進めるためには、女性が本来持っている能力を伸ばし、その考え方や意見を、方針・施策決定過程などに活かし、男女の意見がともに反映されバランスがとれた施策が当たり前にできるよう、あらゆる分野へ女性が参画しやすい環境を整える必要があります。そのため、政策・方針決定過程への女性の参画について、一層の拡大に努めなければなりません。

本町の審議会や委員会への女性委員の登用率は、平成29年4月1日現在16.2%です。女性委員の登用の推進に、取り組んでいく必要があります。

【取り組みの方向】

(1) 政策・方針決定過程における女性参画の推進

須恵町の審議会など委員の女性登用率30%を目標に、引き続き女性委員の登用を推進します。

事業名	施策概要	担当課
各種審議会などへの女性登用率の向上	各種審議会など委員の女性登用率の向上を進めます。	全 課

基本的施策3 多様な人々が安心して暮らせる まちづくりの推進

<現状と課題>

わが国では高齢化やグローバル化の進展に加え、ひとり親や単身世帯の増加など家庭のあり方も多様化し、本町においても住民の多様化や高齢化が進んでいます。

高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭や外国人など、多様な人々が安心して暮らすことができるよう社会環境の整備が必要です。

また、災害への備えや地域の活性化のため、従来女性が関わるものが少なかった防災などの分野における女性の参画も推進していかなければなりません。

【取り組みの方向】

(1) 生活上の困難に直面する男女への支援

- 高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、健康維持と自立を支援します。
- 障がいのある人が住みなれた地域で暮らし、社会参加ができるよう支援します。
- ひとり親家庭の自立と子育てを支援するため、就業支援や相談体制の充実に努めます。

事業名	施策概要	担当課
介護保険サービスの適切な利用促進	介護を要する高齢者が尊厳を保ち生活できるよう、介護保険制度の周知を行い、適切かつ効果的なサービス給付を受けられるよう、ホームページや広報紙などを活用し情報提供を行います。	健康福祉課
介護予防・生活支援施策の充実	高齢男女が参加しやすい事業を開催し、生きがいを持って自立した生活が送れるよう、介護予防および生活自立につながる福祉施策の充実を図ります。	健康福祉課
配慮を必要とする男女への支援	高齢者や障がいのある人、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など、さまざまな困難を抱える男女の自立に向け、関係機関との連携を図り、相談窓口などの情報提供を行います。	全 課
一人暮らし高齢者見守り活動	一人暮らしの高齢者が孤立せず、安心して生活できるように地域（民生委員など）における見守り活動を行います。	健康福祉課

(2) さまざまな分野での男女共同参画の推進

- 防災・災害復興のさまざまな場面において、男女双方の視点に配慮した体制づくりを推進します。
- 自主防災組織などへ男女ともに積極的な参画ができるよう、町民に対し意識啓発を行います。また、男女共同参画の視点に立った防災体制づくりに関する情報提供などを行います。
- 地域のボランティア活動や地区活動に、町民の積極的参加の取り組みを支援するとともに、活動方針や組織運営に男女共同参画の視点が導入されるよう支援します。

事業名	施策概要	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	男女共同参画の視点を取り入れた自主防災活動や防火活動を促進します。広報や防災活動の研修などを通して啓発し、女性の参画を促します。	総務課 まちづくり課
男女共同参画の視点に立った災害時の対応	セーフティネット整備のため、自主防災組織、避難所運営組織に女性の参画を推進します。	総務課 まちづくり課



基本方針Ⅳ 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本的施策 1 男女共同参画に関する学習機会と相談体制の充実

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現に向けてその意識づくりを図るためには、男女共同参画についての学びや理解が大切です。男女ともに互いの人権を尊重し、協力しあい、個性や能力をあらゆる場で発揮することができるよう、生涯にわたる男女共同参画の学習機会の充実や、関係機関との連携による相談体制の整備・充実を図る必要があります。

また、子どもたちの発達段階に応じて、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の重要性などをわかりやすく教えていけるよう、学校や家庭、地域などと連携し、子どもたちへの男女共同参画の学習機会の充実を図る必要があります。

【取り組みの方向】

(1) 男女共同参画社会に関する学習機会の充実

- 人権講演会や学習会をはじめ、生涯学習や公民館活動などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画に関する学習機会の提供や意識づくりに努めます。

事業名	施策概要	担当課
地域や団体などの学習 に対する啓発と支援	同和問題強調月間・社会を明るくする月間や人権週間などを通じて男女共同参画の啓発を行います。	社会教育課 総務課 健康福祉課 まちづくり課

(2) 学校教育で男女共同参画に関して学ぶ機会の充実

- 学校教育における人権の尊重と男女の平等を基礎にした指導の充実を図ります。
- 子ども一人ひとりが生涯を見据え、社会的自立に必要な態度やキャリアプランニング能力を培うキャリア教育を充実します。
- 進路指導では性別に関係なく、一人ひとりの個性や能力に応じて主体的に進路を選択し、決定できる能力と態度を育成します。
- 学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を実施します。

事業名	施策概要	担当課
学校教育における男女 平等教育の推進	学習指導要領に示す男女平等などの理念に基づいた教育を行うため、運動会・体育大会や部活動において男女平等に配慮します。	子ども教育課
男女平等教育に関する 教職員の研修	教育に携わる教職員が、正しい男女平等教育を実践できるように研修を計画します。	子ども教育課
進路指導の充実	男子向き・女子向きといった固定的性別役割分担意識にとらわれない進路指導の充実に努めます。	子ども教育課
性教育の推進	児童生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、男女が互いを尊重する教育を推進するため、授業などで指導します。	子ども教育課

(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実

- 男女共同参画に関わる問題について、国や県、関係機関と連携し、相談窓口の整備や相談体制の確保や充実に努めます。

事業名	施策概要	担当課
配慮を必要とする 男女への支援	高齢者や障がいのある人、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など、さまざまな困難を抱える男女の自立に向け、関係機関との連携を図り、相談窓口を設置し情報提供を行います。	全 課



基本的施策2 男女共同参画の視点に立った社会慣行の改善

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現には、固定的性別役割分担意識を解消していくことが必要不可欠です。一人ひとりが性別にとらわれた役割分担意識や慣行を見直し、男女平等意識を浸透させていくことが求められています。

また近年、インターネットの急速な普及により、情報の氾濫と事件の増加が社会問題となっています。女性の性的側面のみを強調した情報や、児童を対象とする性・暴力表現なども見受けられることから、私たち一人ひとりがメディアから発信された情報を見きわめ、正しく理解し活用する能力を身につけるメディア・リテラシー（※4）の向上が求められています。

※4 メディア・リテラシー

高度情報通信社会が進展する中で、メディア（新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、インターネットなど）からもたらされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力が不可欠であることから、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

【取り組みの方向】

（1）男女共同参画の視点に立った社会慣行の改善と意識改革

- 家庭や職場、地域などにおける固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行が見直されるよう、町民に対し広報などを通じた啓発活動を行います。

事業名	施策概要	担当課
広報などによる情報提供	家庭や職場、地域などにおける固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行について、広報紙およびホームページなど各種媒体を活用し啓発を行います。	まちづくり課

（2）情報を正しく理解し活用する能力の向上

- 町民に対し、広報紙やホームページなどを通じ、情報を正しく理解し活用する能力の向上について啓発活動を推進します。
- 広報紙やホームページなどをはじめとした町からの情報発信において、男女共同参画の視点に立ち、適切な表現がなされるよう十分に配慮します。

事業名	施策概要	担当課
広報などによる情報提供	男女共同参画について、広報紙およびホームページなど各種媒体を活用し日常的な啓発を行います。	まちづくり課

基本方針Ⅴ 人権を尊重した住みよい まちづくり

基本的施策1 男女間や身近な相手からのあらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）は、重大な人権侵害です。このためDVなどに関する正しい認識を深め、新たな価値観に基づいた男女のあり方を、個人はもとより社会全体で創り出していくことが、重要な課題となっています。

最近では、性的少数者の人権問題が顕在化しつつあり、性同一障害や性的指向を理由に困難な状況におかれないう、その理解の促進など新たな取り組みが求められています。

須恵町DV防止基本計画

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）、児童虐待、高齢者虐待など、あらゆる暴力行為は、個人の尊厳を害する重大な人権侵害です。

特にDVは被害者が周囲に相談したり、届け出ること抵抗感があることが多いため潜在化しやすく、しかも加害者は罪の意識が薄いという傾向にあります。周囲に気付かれないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があり、男女共同参画社会の実現に向けて大きな課題となっています。

このような状況を改善するためには、暴力は身体的暴力のみならず、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力なども含まれることを周知徹底し、意識啓発を推進するとともに、個人の尊厳を傷つける暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが重要です。

被害者の支援も重要な課題で、配偶者などからの暴力は、被害者が相談をためらうことも多いと考えられることから、被害者が相談しやすい身近な相談体制を整備し、関係機関との連携を強化することに努めていきます。

また、被害者の安全確保も重要な課題となります。被害者からの一時保護の申し出があり一時保護が必要な場合、安全で迅速な保護が行えるよう、警察や福岡県粕屋保健福祉事務所などとの連携をより強化する必要があります。

さらに、被害者が暴力から逃れ安心して生活するための自立を支援する体制づくりも推進していきます。

【取り組みの方向】

（1）あらゆる暴力の防止

- 暴力を許さない社会意識を醸成するための啓発活動を行います。
- 安全・安心なまちづくりを推進し、暴力の発生を防ぐ環境をつくります。
- DVやセクハラ、児童や高齢者への虐待など、あらゆる暴力を許さない社会意識を醸成するための啓発活動を推進します。
- DVの防止や早期発見のため、庁舎内各課や関係機関などとの連携強化を図ります。
- 児童虐待や高齢者虐待など、各種虐待防止ネットワークの充実・強化を図ります。

事業名	施策概要	担当課
暴力被害者への支援	被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。	健康福祉課
暴力を根絶するための基盤整備	暴力は、重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進と関係機関の連携強化を図ります。	健康福祉課
DV・デートDVに関する啓発	広報紙やホームページなどを通して、DV・デートDVの認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	まちづくり課 健康福祉課

(2) 相談体制の充実

- DVやセクハラ、児童や高齢者への虐待などの相談に対応するため、関係機関との連携により、相談窓口を設置するなど、相談体制の確保や充実に努めます。また、福岡県男女共同参画センター「あすばる」の相談室や須恵町社会福祉協議会が主催している弁護士相談などの外部機関の相談窓口を推奨します。
- 広報紙やホームページなどを通じ、相談窓口の連絡先などの情報を町民に対し広く周知します。

事業名	施策概要	担当課
かすや地区女性ホットラインの活用	「かすや地区女性ホットライン」により暴力をはじめとする、さまざまな悩みに対し電話相談を行います。	健康福祉課
相談窓口などの情報提供	DV被害者に対する相談窓口（かすや地区女性ホットライン、粕屋DV相談支援センター）を設置し、適切な情報を提供します。	健康福祉課
個人情報保護の徹底	相談業務の中で個人情報の保護について徹底されるよう、庁舎内において研修を行うなど、個人情報保護の体制づくりに取り組みます。	全 課

(3) 被害者の保護

被害者などから通報があった場合、警察や福岡県粕屋保健福祉事務所や医療機関、その他関係機関との連携を図り、被害者が安全に避難できるよう支援する体制づくりに努めます。

事業名	施策概要	担当課
関係機関との連携	庁舎内連絡会議などにより関係各課と連携を行い、被害者への支援体制の整備や外国人・高齢者・障がい者に考慮した相談体制の充実に努めます。また、警察や民生委員など、地域の関係機関との連携を深め、被害者の早期発見を図ります。	全 課
関係機関との連携	被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。	全 課
個人情報保護の徹底	通常業務の中で個人情報の保護について徹底されるよう、庁舎内において研修を行うなど、個人情報保護の体制づくりに取り組みます。	全 課
教育機関の相談体制	小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、思春期の悩みや子育ての悩み、生活の不安などの相談に対応できる体制を整えます。	子ども教育課

(4) 被害者の自立支援

- 被害者が利用可能な福祉制度などについて情報提供を行い、生活自立を支援します。
- 公共職業安定所などについての情報提供や連絡調整など、就業に向けた支援を行います。
- 被害者が生命または身体に重大な危害を受ける恐れがある場合には、保護命令制度に関する情報提供や助言を行い、円滑に保護命令の申し立てができるよう支援します。
- 心のケアが必要な被害者に対して、医療機関やカウンセラーなどとの連携に努めます。

事業名	施策概要	担当課
被害者の自立支援	避難後の生活の立て直しについては、既存の福祉施策を活用して被害者の自立を支援します。また、関係各課と関係機関が総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。 DVなどの被害者へ住民基本台帳事務における適切な支援措置の実施と情報管理の徹底を行います。	全 課 住民課 (関係各課)

基本的施策2 生涯を通じた男女の健康支援

<現状と課題>

男女共同参画の推進において、男女が互いの身体的性別を理解し思いやりの心を持つことが重要です。健康を享受するためには、心身や健康について正確な知識と情報を入手することが求められます。妊娠や出産などは、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※5）の視点を持ち、健康管理を行なうことができるよう、相談体制の確立および人生の各段階に応じた健康保持や増進策が求められます。また、喫煙や飲酒などによる生活習慣病や長時間労働によるストレス性疾患などの問題も多く見られることから、生活習慣病の予防や仕事と生活の調和に対する支援策をはじめとする健康維持対策も大切です。男女共同参画社会の実現に向けて、男女それぞれの身体的性別に配慮し、生涯を通じた健康支援を目指します。

※5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（生と生殖に関する健康と権利）

妊娠や出産や避妊、性感染症などにおける男女の肉体的や精神的、社会的な健康を保障し、子どもを産むか、何人生むかなどについては、当事者の意思を尊重するという「性と生殖に関する健康と権利」のこと。

【取り組みの方向】

(1) 生涯を通じた健康支援の推進

- 「がん」をはじめとする特有の病気を早期に発見して、早期の治療につなげるため、住民検診やがん検診推進事業の普及啓発に努めます。
- 母子保健、産後のメンタルケアなど、心身ともに健康に過ごすことができるよう、相談事業を推進します。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツを重要な視点として、生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会を提供します。
- HIV／エイズ、性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 薬物乱用防止のための広報・啓発活動を行います。

- こころの健康づくりや生活習慣病予防など、町民に対し心身の健康づくりのための事業を推進します。
- 健康維持のため望ましい食習慣が定着するよう、バランスのとれた食生活を実践するための取り組みを推進します。
- ウォーキングなどの運動による健康づくり事業を推進します。

事業名	施策概要	担当課
主体的に取り組む健康づくり	男女を問わず健康づくりの場として住民検診や、地域と連携して健康測定事業を行い、生涯現役で社会参画できるよう病気の対策や予防啓発、健康相談、食育の推進などに取り組みます。	健康福祉課



第5章

計画の推進

-
1. 庁舎内推進体制の整備
 2. 町民や各種団体などとの連携
 3. 国・県との連携

第5章 | 計画の推進

1. 庁舎内推進体制の整備

本計画を推進するためには、行政全般にわたるさまざまな取り組みが必要となります。そのため、町職員一人ひとりの意識啓発を進めていくとともに、庁舎内関係各課と情報を共有する機会を設けるなどの連携を深め推進体制の整備に努めます。

2. 町民や各種団体などとの連携

男女共同参画社会を実現するためには、行政の取り組みだけでなく、町民や各種団体、事業所などとの連携が必要不可欠です。家庭、職場、地域などにおける男女共同参画の固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習や慣行が見直されるよう、町民に対し広報などを通じた啓発活動を行い、さまざまな機会を通じて町民の皆様からの意見を取り入れながら計画を推進していきます。

3. 国・県との連携

男女共同参画を総合的に推進するには、町だけでは解決できない課題も多いことから、国や県、その他関係機関との連携や協力を図りながら計画を推進していきます。

関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化など我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体および国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定 義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担などを反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策などの立案および決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）

以下同じ。)を総合的に策定し、および実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策およびその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、および実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置など)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告など)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況および政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画など)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画および都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定などに当たっての配慮）

第十五条 国および地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国および地方公共団体は、広報活動などを通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理など）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置および性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体および民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策および民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設 置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策および重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣および関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、および政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣および関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組 織)

第二十三条 会議は、議長および議員二十四人以内をもって組織する。

(議 長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議 員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求など)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織および議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会

となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項および第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員などの任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条および第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年5月21日 参議院総務委員会

一 政策などの立案および決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国および地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子

の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査および監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。
- 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動および広報活動などの措置を積極的に講じること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。
- 一 苦情の処理および人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理および被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。

男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査および監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。
- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理および被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総 則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の

援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規

則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判

所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、しゅう又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行なっていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行なっていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同

意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当

該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質

に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑 則

（職務関係者による配慮等）

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰 則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、

これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を
勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定
による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対
する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律によ
る改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条
第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場
合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」と
する。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、
検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件について
は、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めると

ともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基

づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募

集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定

量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金

融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑 則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰 則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

理 由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

The background features a light blue sky with several white, fluffy clouds. Below the clouds, there are several overlapping, wavy lines in shades of light blue and white, creating a sense of movement or water. The overall aesthetic is clean and modern.

用語解説

あ行

◇ M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのM字型を描き、日本の女性は子育てをしながら働き続けることが難しい状況をいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデンなどの欧米諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

◇ 育児・介護休業法

1991年（平成3年）に成立した育児休業法が、1995年（平成7年）に育児・介護休業法として改正された。男女の労働者に対し、満1歳未満の子の養育のための休業や、常時介護を必要とする親族の介護のための3か月未満の休業を認めている。2009年（平成21年）の改正で、短時間勤務制度や父親も子育てができる働き方の実現などが盛り込まれた。

◇ エンパワメント

文化的、社会的、政治的、経済的状况によって、本来もっている能力や個性が発揮されずにいる人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすること。北京会議以降、女性が、自らの意識を高め、経済的のみならず、政治的、社会的な意思決定の場で自己決定できる力を発揮することは重要であるとされ、「力を持つこと」と訳されて広がった。

か行

◇ かすや地区女性ホットライン

女性のための電話相談窓口。糟屋郡、古賀市に居住又は就労している女性が対象で、配偶者やパートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・家族、子育て、仕事、人間関係などの相談に応じている。

◇ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

募集・採用から定年・退職・解雇に至るあらゆる段階で女性差別を禁止した法律。国連の女性差別撤廃条約の批准に際して整備すべき国内法の1つとして制定された。しかし「パート・女子のみ」などの募集・採用、配置・昇進という部分の均等待遇は事業主の努力義務にとどまるなどの限界があった。1997年（平成9年）には、差別禁止規定、職場のセクハラ防止や積極的格差是正（ポジティブ・アクション）の促進を盛り込む改正が、2006年（平成18年）には、差別の禁止範囲を男女双方に拡大し、妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いの禁止等を盛り込む改正が行われた。

さ行

◇ ジェンダー（社会的性別）

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会通念や慣習の中では、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性と女性の別を「ジェンダー／

gender（社会的性別）」という。「ジェンダー（社会的性別）の視点」とは「ジェンダー（社会的性別）」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうという視点。

◇ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）

性別役割分業を女性差別の根幹とし、私的領域を含むあらゆる分野の女性差別を解消することを目的として、1979年に国連総会で採択された国際条約。歴史的に蓄積された女性の不利益な状況を遅滞なく解消するために、ポジティブアクション（暫定的差別是正措置）は差別ではないとしている。批准国は批准の翌年とその後4年毎に女子差別撤廃委員会（CEDAW）に報告書を提出する義務を負う。日本政府は現在、第6次報告書を提出し、それに対して、民法における男女で違う婚姻年齢、夫婦同姓、女性のみ再婚禁止期間など条約違反規定の改正を求めた勧告や意見が公表されている。

◇ セクシュアル・ハラスメント（sexualharassment：セクハラ）

性差別によって職場や学校で起きる性的ないやがらせを指す。相手が望まない性的な言動であり、身体に不必要に触れたり、性関係を迫ったり、性的なうわさを広めたり、多くの人の目に触れる場所にわいせつな写真を掲示することなどが含まれる。

◇ セーフティネット

安全網と訳される。事故や災害などの予期せぬ不幸な出来事に遭遇した場合や、定年退職のようにあらかじめ予想される事柄に備え、用意された制度などをいう。セーフティネット整備の目的は、被害を回避したり、被害を最小限に抑えることである。その概念は強制加入の社会保険制度や個人の責任で加入する各種生命保険や損害保険、公的・私的年金制度、雇用保険制度など広範囲にわたり適用される。

た行

◇ 男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第二条）と定義され、男女共同参画社会の形成は男女の人権が尊重されることを旨としている。

◇ デートDV

DVの中でも特に、10代、20代の恋人間で起こる暴力のことを示す造語。婚姻関係がある配偶者間のDVと同じ支配・隷属の構図を持つ。恋愛関係にあるため暴力で支配されると別れることが困難になる。交際関係であるため周囲の理解や支援も得にくい。また、婚姻関係にないために「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が適用できない。

は行

◇ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

◇ パワー・ハラスメント（パワハラ）

職権などの権力を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

◇ 福岡県子育て応援宣言企業登録制度

福岡県が、「男性も女性も子育てがしやすい職場づくり」を目指して推進している制度のこと。男女従業員の子育てを支援するための具体的な取り組みを企業や事業所のトップが宣言し、県が登録する。制度の新たな整備に限らず、現在の制度をきちんと活用できるような仕組みづくりや職場の雰囲気づくり、子育て応援につながる取り組みなども宣言のできる対象となっている。

◇ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

固定的な男女の役割分担の過去の経緯から、「女性議員が少ない」「営業職に女性はほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、国や地方公共団体、企業や教育研究機関などが行なう自主的かつ積極的な取り組みをいう。

ま行

◇ メンタルヘルス

「心（精神）の健康」と一般的に解釈されている。ILO（国際労働機関）によるメンタルヘルスの定義では、「心に病気がない状態とみるべきではなく、困難に対処し生活を上手にコントロールして、人生のより高い目標にチャレンジできる状態であり、課題を達成できることで充実感を感じられる状態であり、精神機能をうまく発揮することによって、様々な人間活動を生産的にし、他人との関係を維持し、環境の変化に適応し、逆境に対処できる状態」としている。

ら行

◇ ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりの段階をいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期などがある。

◇ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

万人が保障されるべき性と生殖に関する健康と権利。1994年の国際人口・開発会議において採択されたカイロ行動計画に取り入れられ、現在は個人、特に女性の人権の1つとして認識されるにいたっている。その中心課題には、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人、どれくらいの間隔で産むかを決定する自由、安全な妊娠・出産ができること、子どもが望まれて健康に生まれ育つことなどが含まれている。

わ行

◇ ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。仕事と家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取り組みのこと。それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことを含む。

須恵町男女共同参画計画

編集・発行 須恵町

〒811-2193

福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

TEL (092) 932-1151

FAX (092) 933-6579



～水と緑と光のまち 須恵町～